

令和3年第2回 北竜町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年2月26日(金) 午後1時30分から午後2時30分

2. 開催場所 すこやかセンター2階 会議室

3. 出席委員 (11人)

11番 水谷 茂樹 (会長)	7番 善岡 浩樹 (会長代理)	
1番 松田 力	2番 中村 広治	3番 北清 裕邦
4番 植松 春雄	5番 澤田 正人	6番 藤崎 正雄
8番 川瀬 崇	9番 川島 史伸	10番 高田 秋光

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

第 1	会議録署名委員の選出	北清 裕邦 植松 春雄
第 2	会議書記の指名	南局長、滝上推進員、手嶋主事、下浦主事
第 3	農政報告	参 与 細川課長
第 4	会務報告	事務局 南 局長
第 5	議事参与の制限	あり XXXXXXXXXX
第 6	報告第2号	農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について
第 7	議案第3号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
第 8	議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてについて
第 9	議案第5号	農業経営基盤強化促進法第16条の規定による要請について

6. 農業委員会事務局職員

南 秀幸事務局長・滝上和昭農地推進員・手嶋啓太主事・下浦健太主事

7. 参与

細川直洋産業課長

事務局長（南）	<p>只今から、令和3年第2回農業委員会を開催します。</p> <p>本日は、全11名の委員が出席で、会議規則第6条の規程により会議が成立しておりますので報告いたします。</p> <p>それでは、水谷会長より挨拶を頂き、議事の進行をお願いいたします。</p>
会 長（水谷）	<p>一冬も終わった様な気がするのは私だけ。忘年会、新年会も無く会議も中止、講演会もなく、何をしていたか判らない。</p> <p>この前、何人かで飲んだとき、しゃべらないからだめだという話になり、本当にそうである。</p> <p>飲んで喋る、会議で喋ることでやっと物事が動き出す、今年はそれがなかった。</p> <p>何も進んでいない状況が早く終わって欲しいと思います。</p> <p>北海道も集中対策機関が今週で終わるようです。</p> <p>6都府県も緊急事態宣言も徐々に解除されるようです。</p> <p>早く普通の生活に戻りたいです。</p>
議 長（会長）	<p>これより令和3年 第2回農業委員会総会を開催致します。</p>
議 長	<p>日程第1 署名委員の選出について 北清委員・植松委員にお願い致します。</p>
議 長	<p>日程第2 会議書記の指名 会議書記には、南事務局長 滝上農地推進員 手嶋主事 下浦主事を配置いたします。</p>
議 長	<p>日程第3 農政報告 細川産業課長よりお願い申し上げます。</p>
参与（細川）	<p>ありません。</p>
議 長	<p>日程第4第 農業委員会会務報告をお願いします。</p>
事務局長	<p>会務報告 4ページをお開き下さい。</p> <p>【4ページ朗読】</p>

議 長

日程第5 議事参与の制限について 議案第4号で澤田委員に議事参与の制限が掛かります。

議 長

日程第6 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について説明をお願いします

事務局長

5ページをお開き下さい。
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について
農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、北竜町から決定を求められた、別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。

令和3年2月26日提出 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹

受理番号 3-1 相続

権利取得者

権利移譲者

令和2年10月23日に[]さんが亡くなられ、兄の[]さんが相続をしました。

土地の所在は、西川26-4 一筆のみです。

地目は、畑

面積は、510㎡です。

資料の2ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

以上で、報告を終わります。

議 長

質問等ございますか。

会 長

亡くなった方より相続する人が年上ですがその他に受け手は無かったのですか。

滝上推進員

兄妹は、この方を除いて全員女性です。このあとのこの農地の受け手がいるようです。

会 長

わかりました。

議 長

日程第 7 議案第 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請許可について説明願います。

なお、受理番号 3-1 と 3-2 は、北海道から北竜土地改良区への地上権の譲与なので一括で説明願います。

事務局長

7 ページをお開き下さい。

議案第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請許可について

農地法第 3 条第 1 項の規定による、農地の権利設定の許可申請があったので別紙の者について議決を求める。

令和 3 年 2 月 26 日提出 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹

次のページをご覧ください。

受理番号 3-1 地上権の譲与

受渡人 岩見沢市 北海道空知総合振興局長 高野瑞洋

譲受人 和 北竜土地改良区 理事長 川島直美

権利は、地上権の譲与です。

地上権は、平成 28 年 5 月 19 に設定されております。

この土地は、北海道土地改良財産の譲与に関する条例より地上権(用水路)を北海道から北竜土地改良区に譲与するものです。

用水路は、地下 60 cm 以上の埋設深があり、水路管はありますが、農地として耕作ができます。

位置ですが、岩村 102-12 と 13 で、2 年前に土砂崩れ事故のあった橋本勝久さんの所有地です。

岩村 171-5 は、一の沢ダムの付近で、松浦資英さんの所有地です。

田で 2 筆、畑で 1 筆合計 3 筆 132.47 m²です。

資料の 3 ページから 11 ページに農地法 3 条の申請書及び航空写真を添付してしますのでご参照下さい。

次に、9 ページをご覧ください。

受理番号 3-2 地上権の譲与

譲渡人と譲受人は、前案件と同じです。

権利は、地上権の譲与です。

地上権の設定は、平成 30 年 12 月 5 日より設定されています。

この土地は、北海道土地改良財産の譲与に関する条例より地上権(用水路)を北海道から北竜土地改良区に譲与するものです。

用水路は、地下 60 cm 以上の埋設深があり、水路管はありますが、農地として耕作ができます。

位置ですが、竜西の 4 号の沢の竜西 14-18 です。

地目は、田 1 筆で豊竜農場の所有地です。

面積は、18㎡です。

資料の12ページから17ページに農地法3条の申請書及び航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

以上で説明をおわります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

質疑等がありませんので採決します。

受理番号 3-1と3-2の地上権の譲与について承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

受理番号 3-1と3-2の地上権の譲与申請について承認いたします。

議長

受理番号 3-3 使用貸借について説明願います。

事務局長

10ページをご覧下さい。

受理番号 3-3 使用貸借

譲渡人 岩村

譲受人 岩村

譲渡人の申請理由ですが、長男の■さんが亡くなり、農地をどうするか検討した結果、三男の■さんに農業を継いで貰うことになり、使用貸借による権利を設定します。

譲受人の申請理由ですが、後継者として農業を行いたい。とのことであります。

権利は、使用貸借

期間は、許可日から11年間

経営耕地は、田6筆 136, 573㎡

畑8筆 75, 985㎡です。

合計 14筆 212, 558㎡になります。

資料の18ページから23ページに申請書と航空写真が添付してありますご参照下さい。

さて、農地取得の要件（農地法第3条第2項第1号）に全部効率要件があります。

この全部効率要件とは、農地の全てを効率的に利用して農業経営を行う事となっています。この判断は、機械、労働力、技術の保有状況で判断されます。

ここで、資料20ページに農地法第3条の申請書がありますが、**■**さんの場合、農業経験が無いため技術の項目で条件を満たして無いこととなりますので、北海道農業会議**■**にお伺いしました。

そのような状況であれば、父親から農業を学びながら実践することで農業委員会が認めるならばかまわないと判断する。と助言を頂きました。

それに伴い、年金の事にも触れたいと思います、**■**さんは、ご夫婦そろって旧経営移譲年金をもらっております、現在、農地が**■**さんにもどっており、加算部分の年金が停止しておりますが、農地を1年以内に新しい引き受け手に移動すれば年金の停止は解除されます。

以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議 長

質疑等がありませんので採決します。
受理番号 3-3 使用貸借について承認される方は、挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

受理番号 3-3の使用貸借について承認いたします。

議 長

日程第8 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案しますが、議事参与制限が、番号 3-貸-15で**■**委員にかかりますので宜しくお願い

します。

議 長

それでは、番号 3-賃-11について説明願います。

事務局長

11ページをお開き下さい。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、北竜町から決定を求められた、別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。

令和3年2月26日提出 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹

次のページをご覧ください。

番号 3-賃-11

利用権の設定を受ける者 板谷

利用権の設定する者 札幌市 北海道農業公社

利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

利用権の種類は、賃貸借です。

賃貸期間は、令和3年3月1日から令和12年12月21日です。

賃貸料は、569,910円

農地保有合理化事業の10年賃貸事業で、旧所有者 さんの
の買入価格20,724,000円の2.75%です。

支払方法は、毎年12月10日までに指定口座に振り込む。

土地の所在は、板谷36番地1外11筆です。

田が11筆で面積 77,090㎡です。

畑が 1筆で面積 1,353㎡です。

合計面積 78,443㎡です。

資料の24ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議 長

質疑等がありませんので採決します。

番号 3-賃-11について承認される方は、挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

番号 3-賃-11について承認いたします。

議 長

次に、番号 3-賃-12について説明願います。

事務局長

13ページをご覧ください

番号 3-賃-12

利用権の設定を受ける者 板 谷

利用権の設定する者 札幌市 北海道農業公社

利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

利用権の種類は、賃貸借です。

賃貸期間は、令和3年3月1日から令和12年12月21日です。

賃貸料は、386,100円です。

農地保有合理化事業の10年賃貸事業で、旧所有者さんの
の買入価格14,040,000円の2.75%です。

支払方法は、毎年12月10日までに指定口座に振り込む。

土地の所在は、板谷36番地4外4筆です。

田が5筆で、面積 50,160㎡です。

資料の25ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

会 長

2,000万以上ありますが、税金はどうなりますか。

滝上推進員

取得控除があるので、税金はかかりません。

議 長

質疑等がありませんので採決します。

番号 3-賃-12について承認される方は、挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

番号 3-賃-12について承認いたします。

議 長

次に、番号 3-賃-13について説明願います。

事務局長

14ページをご覧ください

番号 3-賃-14

利用権の設定を受ける者 和

利用権の設定する者 西川

利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

利用権の種類は、賃貸借です。

賃貸期間は、令和3年3月1日から令和5年12月31日です。

賃貸料は、78,900円です。

水張 263a 反当3,000円で、賃貸契約の更新です。

支払方法は、毎年11月30日までに指定口座に振り込む。

土地の所在は、ペンケの沢 三谷137番地1外15筆です。

田が15筆で、面積 28,971㎡です。

資料の26ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議 長

質疑等がありませんので採決します。

番号 3-賃-13について承認される方は、挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

番号 3-賃-13について承認いたします。

議長

次に、番号 3-賃-14 について説明願います。

事務局長

15 ページをご覧ください。

番号 3-賃-14

利用権の設定を受ける者 和

利用権の設定する者 和

利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

利用権の種類は、賃貸借です。

賃貸期間は、令和3年3月1日から令和5年12月31日です。

賃貸料は、78,900円です。

水張 263a 反当3,000円で、賃貸契約の更新です。

支払方法は、毎年11月30日までに指定口座に振り込む。

土地の所在は、ペンケの沢から小豆沢へ向かう林道ペンケ線沿い
三谷140番地5外10筆です。

田が10筆で、面積 35,647㎡です。

畑1筆 430㎡です。

合計面積 36,077㎡です。

資料の27ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

質疑等がありませんので採決します。

番号 3-賃-14 について承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

番号 3-賃-14 について承認いたします。

議長

次に、番号 3-賃-15 についてですが、 委員に議事参与の

制限がかかりますので宜しくお願いします。それでは説明願います。

事務局長

16ページをご覧ください。

番号 3-賃-15

利用権の設定を受ける者 西川

利用権の設定する者 小樽市

利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

利用権の種類は、賃貸借です。

賃貸期間は、令和3年3月1日から令和3年12月31日です。

賃貸料は、12,350円です。

水張 19a 反当6,500円で、賃貸契約の更新です。

支払方法は、毎年11月30日までに指定口座に振り込む。

土地の所在は、小豆沢の西川80番地3外4筆です。

田が5筆で、面積 1,841㎡です。

資料の28ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

北清委員

図面では、農地に見えない部分がありますが。

事務局長

議案の16ページを見て頂きたいのですが、内地番表示になっています。この航空写真は、地番でくくっていますので内地番表示ではありません。

北清委員

【了 承】

議長

採決をします。番号 3-賃-15について承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

番号 3-賃-15について承認いたします。

委員の議事参与の制限を解きます。

議長

次に、関連がありますので、番号 3-売-2 と売-3 について一括で説明願います。

事務局長

17 ページをご覧ください。

番号 3-売-2

所有権の移転を受ける者 碧水

所有権の移転する者 岩村

所有権の移転を受ける者の経営状況は、記載のとおりです。

所有権の移転内容は、売買です。

移転時期は、令和3年3月1日です。

売買金額は、4,500,000円と、141.7反 反当200,000円と37.4反 反当100,000円 186.1反が69,450円です。

資金は、農業経営基盤強化資金(L資金)を対応予定です。

対価の支払い期限は、令和3年6月30日です。

土地の所在は、岩村158番地1外13筆です。

田が14筆で面積 36,528㎡です。

次のページをご覧ください。

番号 3-売-3

所有権の移転を受ける者 碧水

所有権の移転する者 岩村

所有権の移転を受ける者の経営状況は、記載のとおりです。

所有権の移転内容は、売買です。

移転時期は、令和3年3月1日です。

売買金額は、620,000円と、24.8反 反当200,000円と12.4反 反当100,000円です。

自己資金対応予定です。

対価の支払い期限は、令和3年6月30日です。

土地の所在は、岩村168番地14外5筆です。

田が6筆で面積 3,705㎡です。

資料の29ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

29ページの写真を見て頂き、黄色が、青色がによって売買されます。白い部分に関しては、農地の付帯地として贈与します。

さんですが、田35反(4,092㎡)と畑1,561㎡を残してインゲンなど栽培するそうです。したがって、規模的に認定農業者ではなくなりますが、農家として存続することになります。

以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議 長

質疑等がありませんので採決します。

番号 3-売-2の売買について承認される方は、挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

番号 3-売-2の売買について承認いたします。

議 長

番号 3-売-3の売買について承認される方は、挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

番号 3-売-3の売買について承認いたします。

議 長

日程第9 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第16条の規定による要請について説明願います。

受理番号 3-売-1と3-売-2は関連がありますので一括で提案します。

事務局長

19ページをお開き下さい。

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第16条の規定による要請について

所有権移転に係るあっせん申出を別紙のとおり受理したが、利用権設定等が早期には困難であるため、北海道農業公社による買入協議を北竜町に要請することについて議決を求める。

令和3年3月26日提出 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹

次のページをご覧ください。

受理番号 3-買-1

申出者 和 [REDACTED]。

令和3年2月18日利用調整会議において、申出者が所有する農地は、優良農地と判断されるが、当面地域の担い手に集積するのに時間を要するため合理化法人に買入協議が必要と判断いたしました。

土地の所在は、西川2番地4外34筆

田で34筆 86,021.03㎡ 畑1筆 770㎡

合計面積 86,791.03㎡です。

続きまして

受理番号 3-買-2

申出者 和 [REDACTED]

令和3年2月18日利用調整会議において、買入協議が必要と判断致しました。

土地の所在は、西川2番地5外4筆

田で5筆 37,966㎡です。

資料の30ページと31ページに航空写真があります。

黄色い部分が岸本由隆さんの農地、青色の部分は岸本博貴さんの土地です。また白い部分は、買入協議外の農地になります。この白い部分は、相対取引となります。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

質疑等がありませんので採決します。

番号 3-買-2・3-買-2 について承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

番号 3-買-1・3-買-2について承認し、買入協議を要請をいたします。

議 長

以上で第2回農業委員会総会終了致します。

議 長

3 番委員

4 番委員
